

2023年度 学校法人君が淵学園監事監査計画書

監事 松尾征晴

監事 石川博敏

学校法人君が淵学園監事監査規程第9条に基づき2023年度の監査計画を以下のとおり定める。

1. 基本方針

学園が掲げる理念及び目標を達成するため、業務や財産の執行状況、及び理事の業務執行状況について監査法人及び監査室と連携して監査を行い、教育の質保証と社会一般の負託に応えることを基本とする。

2. 実施期間

(1) 学園の業務監査

2023年度を通して期中監査を行うほか、年度終了後の2024年5月までに期末監査を監査室と連携して行う。

(2) 学園の財産の状況監査

2023年度を通して期中監査を行うほか、年度終了後の2024年5月までに期末監査を監査法人および監査室と連携して行う。

3. 監査項目および監査方法

監事は、学園及び理事の業務執行が法令や寄附行為等に準拠し、適正に執行されているかを「君が淵学園監事監査規程」等に基づき、以下の方法で監査を行う。

(1) 業務監査

「業務」とは、理事会および評議員会の運営業務や理事の執行業務、学校法人の管理を示す。

①業務が、建学の精神や教育の理念に基づき執行され、社会の要請に適合しているかを理事会、評議員会、大学協議会、教授会などの主要な会議に出席または、監査室と連携して行う。

②中長期計画に則って学園が運営されているかを、前述の方法や書面及び担当責任者からのヒアリングにより行う。

③理事長（学長）および理事との面談をとおして、業務の方針や実施状況を聴取し、適正性などの意見交換を行う。

(2) 学園の財産状況の監査

監事は財産状況の監査において、学校法人会計基準に準拠し、また、学園の経理規程に基づいて執行されているかを以下の内容により行う。

- ① 会計に係る帳簿および証拠書類の閲覧または担当責任者へのヒアリングを行う。
- ② 年度決算時は、監査法人から報告を受け監査結果の妥当性を判断する。
- ③ 監査室や監査法人との連携を強化するため、三様監査会を定期的開催し、財産・会計についての意見交換を行う。

(3) 臨時監査

危機管理やガバナンスおよび不正防止等の観点から、社会一般の信頼に応える為、内部監査規程第6条3項に基づき必要に応じて臨時監査を実施する。

以上